

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書【概要】

趣旨

本検討会は、雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等に関して調査審議を行った。

審議内容

本検討会は、計4回開催し、実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容について調査審議を行った。
(第1回平成21年1月30日、第2回平成21年2月20日、第3回平成21年3月5日、第4回平成21年3月23日)

検討結果

主な実施基準の内容

- ・家庭的保育者の要件(保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者)
- ・実施場所等(専用の部屋、保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算)
- ・配置基準(家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、補助者ととも2人以上で保育する場合は5人以下)
- ・保育内容(保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意)
- ・市町村の体制整備(他機関との連携、巡回指導・相談、代替保育等)

主なガイドラインの内容

- ・家庭的保育事業の実施体制(家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託)
- ・情報提供(家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知)
- ・家庭的保育者(保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。)
- ・市町村の体制整備(家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備)
- ・研修(保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修)

今後の課題

本検討会の審議過程において以下の問題点が指摘され、今後、これらの問題点を踏まえ、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- ・保育士資格を有しない者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべき。
- ・国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべき。
- ・実施基準及びガイドラインについて、現在検討が行われている「次世代育成支援のための新たな制度体系」の状況により、今後さらに検討を加えるべき。

検討会委員

網野武博(東京家政大学教授)
岡 健(大妻女子大学准教授)
尾木 まり(子どもの領域研究所所長)
鹿島田和宏(墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長)
椎名英夫(社会福祉法人豊島福祉会理事長)

庄司 順一(青山学院大学教授)
鈴木 道子(特定非営利活動法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)
福川 須美(駒沢女子短期大学教授)
三塚 一秋(大崎市民生部子育て支援課長)
吉田 正幸(有限会社遊育代表)